

認可地縁団体を設立したら、最寄りの県税事務所へ！

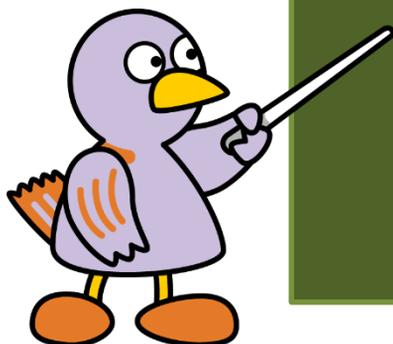
埼玉県・県税事務所

認可地縁団体は、

法人県民税等の

申告が必要です。

* 詳しくは裏面をご覧ください。



埼玉県マスコット
「コバトン」

県税事務所にも設立の報告が必要です。

『法人の設立等報告書』

をご提出ください。

最寄りの県税事務所へご連絡ください！

法人県民税等の必要な手続きと書類をご案内いたします。

認可地縁団体の法人県民税等について

埼玉県・県税事務所

税務署で事業活動が収益事業と判定されましたか？

はい

いいえ

☆申告税目

- ・法人県民税(法人税割と均等割)
- ・法人事業税
- ・特別法人事業税

☆事業期間

規約で定める事業期間

☆申告期限

事業期間終了の日から2ヶ月以内

☆申告書様式

地方税法施行規則第6号様式

☆申告税目

法人県民税(均等割)20,000円

☆事業期間

事業開始から3月31日まで

☆申告期限

4月30日 (休日の場合は翌平日)

☆申告書様式

地方税法施行規則第11号様式

法人県民税均等割の **減免制度** があります

<提出書類>

- ①法人県民税均等割申告書(上記第11号様式)
- ②県税減免申請書
- ③規約
- ④決算状況を把握できる計算書(決算報告書等)

☆4月30日までに提出がない場合は、減免できません。

↓
均等割20,000円がかかりますのでご注意ください。

4月30日
厳守!!

③、④は、総会
終了後速やかに
提出する。

減免された年度以降は、事業内容に変更がなければ、減免を継続します。
(提出書類①～④は不要です)

事業内容に変更が生じた場合には、税務署と県税事務所へご相談下さい。

法人市町村民税の減免制度を設けている市町村もあります。
詳しくは各市町村へおたずね下さい。



埼玉県マスコット
「コバトン」